

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名 称	もくぞうびしゃもんてんりゅうぞう 木造毘沙門天立像 1 躯		
所 在 地	松山市庄		
所 有 者	庄部落	管 理 団 体	
指定年月日	昭和37年11月1日		
解 説	毘沙門天は護法神の一つで12天のうち北方の守護神であり、仏法守護の役割を表すために武装忿怒^{ふんぬ}の形をとっている。この木像は毘沙門天の一異形で、地天とよぶ童子の掌に直立し、胴の部分に、からだに密着した鎧^{よろい}を着用、三面立の宝冠（欠損しているが形はよみとることができる。）などをつけている。 この毘沙門天は両手と鼻頭その他に欠損が見られるが、カヤ材、一木造である。逆八の字に上がった眉、見開いた両眼、角ばったほお骨と突き出した口などの全体から受ける忿怒表現、堂々たる体格は182センチメートルの大きさとは思えない迫力を感じさせる。ち密な作技を示すものではないが、一木造らしい堂々とした重厚さがあり、10世紀から11世紀ころの作風がうかがわれる。		

